

平成 28 年 度

戦略的製品開発支援事業

公 募 要 領

公募受付期間：平成 28 年 4 月 4 日（月）～ 平成 28 年 4 月 27 日（水）

事前相談期間：平成 28 年 4 月 4 日（月）～ 平成 28 年 4 月 25 日（月）

（※応募企業は事前相談が必須です）

受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:15

問合せ先：〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1

（公財）沖縄県産業振興公社 戦略的製品開発プロジェクトチーム

担当：小河、友寄、外間

電話：098-859-6239

E-mail：t-senryaku@okinawa-ric.or.jp



目次

ページ

| | |
|---|---|
| 1. 事業の概要 | 1 |
| (1) 目的 | |
| (2) 事業の仕組み | |
| 2. 応募の要件 | 2 |
| (1) 製品開発共同体の構成 | |
| (2) 対象分野 | |
| (3) 対象製品 | |
| (4) 沖縄県内での製品開発及び事業化への取り組み | |
| (5) 事業遂行能力 | |
| 3. 補助内容 | 3 |
| (1) 補助額及び補助率、期間 | |
| (2) 補助対象経費 | |
| (3) 沖縄県から管理法人への補助の流れ、管理法人と共同体構成員との委託契約等について | |
| 4. 応募手続 | 5 |
| (1) 申請様式 | |
| (2) 提出書類 | |
| (3) 申請に関する留意点 | |
| (4) 受付期間 | |
| (5) 受付先及び問い合わせ先 | |
| (6) インターネットの利用 | |
| 5. 審査について | 6 |
| (1) 審査方法 | |
| (2) 採択可否の通知 | |
| 6. 製品開発の実施 | 6 |
| (1) 申請内容の公表 | |
| (2) 交付決定の取り消し | |
| (3) 補助金の支払い | |
| (4) 補助事業の経理 | |
| (5) 事業期間の終了後 | |

平成 28 年度 戦略的製品開発支援事業 公募要領

公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）では、平成 28 年度に沖縄県（以下「県」という。）からの委託を受けて、「戦略的製品開発支援事業」を実施しますので、当事業に係る製品開発プロジェクトを以下の要領で広く募集します。なお、本事業は、国及び沖縄県の平成 28 年度予算の成立が前提となります。

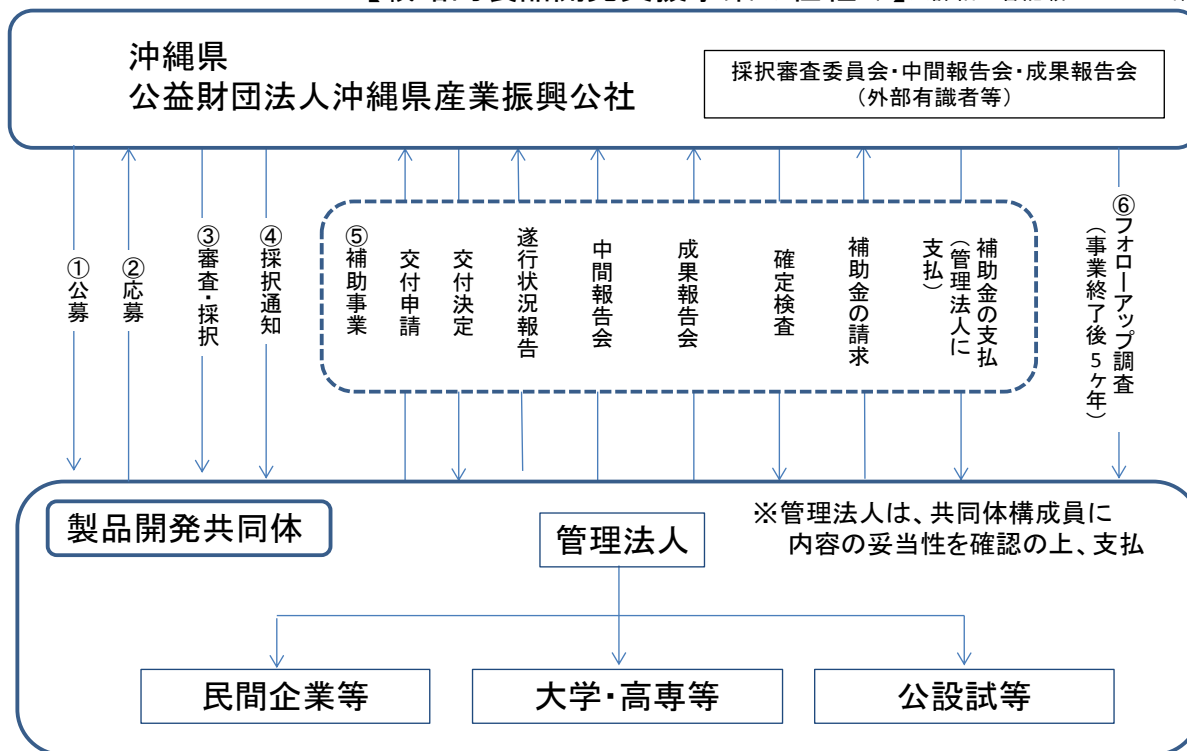
1 事業の概要

(1) 目的

本事業は、県内に製造、研究開発の拠点を有する企業を開発主体とする製品開発共同体〔産学官連携、産産連携〕（以下、「共同体」という。）がお互いの有する技術、研究シーズを使用し、本県の地理的優位性や地域資源等の特性を活用した高付加価値な製品開発を支援することにより、競争力のあるものづくり産業の振興を図ることを目的としています。

(2) 事業の仕組み

【戦略的製品開発支援事業の仕組み】※詳細は各記載ページでご確認下さい



民間企業、大学等、公設試等の構成員からなる製品開発共同体を構成すること。また管理法人及び共同体構成員は以下の要件を満たすこと。尚、共同体は資本関係のあるグループ会社、同一の代表者など実質同一体と見なされる組織のみでの構成は認められません。

①管理法人

- ・県内に本社を有する、又は国際物流拠点産業集積地域内に事業所を有する（※支店登記が必要）民間企業等であること
- ・製品開発及び製品開発成果を活用した事業化を主体的に行うこと
- ・プロジェクト全体の運営管理、共同体構成員相互の調整、財産管理（知的所有権を含む）等の事務的管理を行う事
- ・製品開発リーダーを配置すること
- ・管理法人の事業費は、共同体全体の事業費の50%以上であること

②共同体構成員（管理法人以外）

- ・日本国内に属し、技術、研究シーズを有する民間企業等、大学等、公設試等であること
- ・参画する全ての製品開発共同体において、提案内容・事業実施の了承を得られていること
- ※製品開発要素が認められない部材・設備製作の単純請負、マーケティング等のコンサルタント業務等のみを実施する組織は、共同体構成員に該当しません。

2. 応募の要件

申請者（共同体）は、次の要件を全て満たしていることが必要です。なお、応募の要件に適合しないと判断された場合は、審査の対象とならない場合があります。

（1）製品開発共同体の構成

民間企業、大学等、公設試等の構成員からなる製品開発共同体を構成すること。また管理法人及び共同体構成員は以下の要件を満たすこと。尚、共同体は資本関係のあるグループ会社、同一の代表者など実質同一体と見なされる組織のみでの構成は認められません。

①管理法人

- ・ 県内に本社を有する、又は国際物流拠点産業集積地域内に事業所を有する（※支店登記が必要）民間企業等であること
- ・ 製品開発及び製品開発成果を活用した事業化を主体的に行うこと
- ・ プロジェクト全体の運営管理、共同体構成員相互の調整、財産管理（知的所有権を含む）等の事務的管理を行う事
- ・ 製品開発リーダーを配置すること
- ・ 管理法人の事業費は、共同体全体の事業費の50%以上であること

②共同体構成員（管理法人以外）

- ・ 日本国内に属し、技術、研究シーズを有する民間企業等、大学等、公設試等であること
 - ・ 参画する全ての製品開発共同体において、提案内容・事業実施の了承を得られていること
- ※製品開発要素が認められない部材・設備製作の単純請負、マーケティング等のコンサルタント業務等ののみを実施する組織は、共同体構成員に該当しません。

（2）対象分野

機械電気器具分野、金属・プラスチック製品分野、環境・リサイクル分野、エネルギー分野、食品・化学分野、その他ものづくりに関わるもの。

（3）対象製品

- ・ 主に県外海外をターゲットにした新製品、又は移輸入品の代替となる新製品の開発であること
- ・ 本県の地理的優位性や地域資源等の特性を活用した新製品（原材料などの中間材を含む）の開発であること

（4）沖縄県内での製品開発及び事業化への取り組み

- ・ 製品開発の主要な工程を県内で実施すること
 - ・ 事業終了後、製品開発成果を活用した事業展開を県内で実施すること
- ※ 製品開発成果を活用した事業展開を県内において実施することとは、本社、支店、営業所及び工場等の事業拠点を県内に設け、本事業による製品開発成果を基にした製品の開発、製造、販売等を実行することを指し、補助期間終了後、開発主体となる県内企業がすみやかに実施すること

（5）事業遂行能力

- ・ 補助対象事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること
- ・ 補助対象事業に係る経理その他の事務について、的確な管理体制および処理能力を有すること
- ・ 補助対象事業を的確に遂行するために必要な資金を確保できること

3. 補助内容

(1) 補助額及び補助率、期間

- ①補助額 : 2,000万円以上～7,500万円以内／年度
- ②補助率 : 事業費（補助対象経費）の3/4以内
- ③補助期間 : 最長 約9ヶ月
- ④事業費（補助対象費用）の積算割合 : 管理法人の事業費は、総額の50%以上であること

(2) 補助対象経費

補助の対象となる費用は、当該製品開発に必要な費用のうち、製品開発用設備費、労務費、その他の経費です。費目ごとの内容は次の通りです。積算の内訳書は、申請書類様式 12・13 に記載しています。尚、消費税及び地方消費税相当分は、補助対象経費に含まれません。（ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。）

また詳細については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号)」、「沖縄振興特別推進交付金交付要綱」、「戦略的製品開発支援事業 事務処理要領」に基づきます。

①製品開発用設備費

ア 機械装置等購入費

製品開発に必要な機械装置の購入、製造、改造又は据付に必要な経費など

イ 機械装置等借用費

製品開発に必要な機械装置の借用（リース、レンタル等）又は据付に必要な経費など

ウ 物品費

製品開発に必要な工具、器具、備品の購入、製造、改造又は据付に必要な経費など

エ 修繕管理費

ア、イ、ウに係る機械装置、物品の修繕及び保守に必要な経費

②労務費

ア 開発員費（学生は不可）

製品開発に直接従事する開発員などの経費

イ 補助員費

製品開発に直接従事するアルバイト、パートなどの経費

ウ 管理員費

製品開発の管理に従事する職員などの経費

③その他経費

ア 消耗品費

製品開発に必要な消耗品（①ウの物品費を除く。）の経費など

イ 光熱水料費

製品開発に必要な光熱水料の経費など

ウ 旅費

製品開発に必要な旅費の経費など

エ 委託費

①共同体構成員

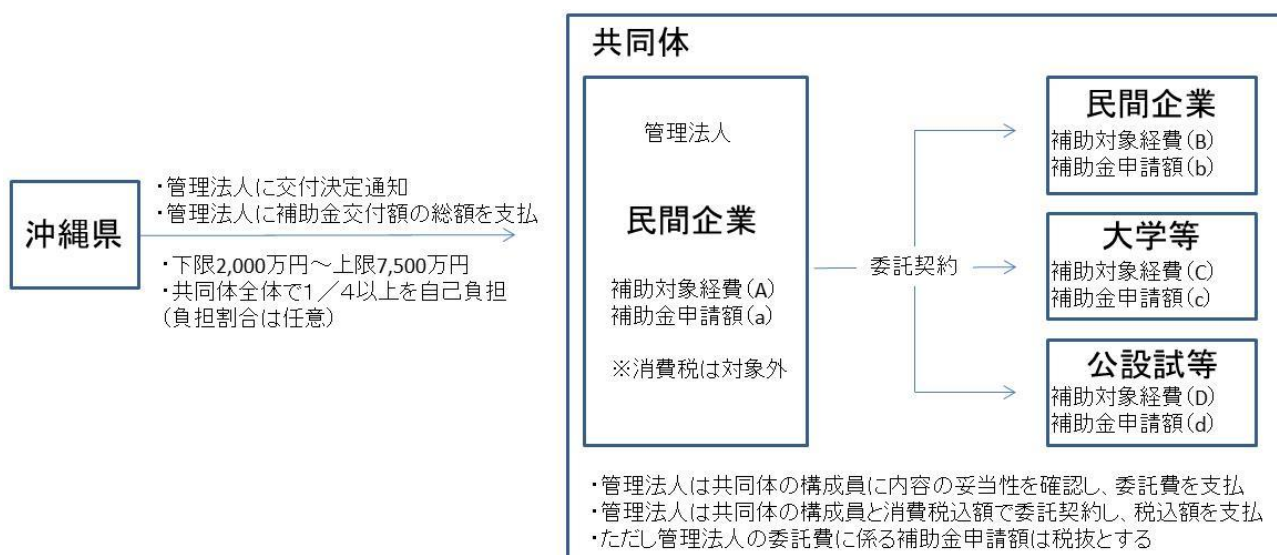
共同体構成員への委託費。算出方法は管理法人と同様の費目とする。

②共同体構成員以外

製品開発の一部委託や試作品の試験、評価などの経費、又製品開発に必要な市場調査や事業化に向けた展示会、広報費などマーケティング活動に必要な経費など。

- オ 委員会費
製品開発に必要な知識・情報の取得、検討のための委員会開催に必要な経費など
- カ 借料費
製品開発に必要な施設（研究ラボなど）、物品（①イの機械装置借用費を除く。）の賃借に係る経費など
- キ 特許費
特許権等の知的財産権の取得に要する弁理士等の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など
※以下の経費は対象外です。
 - ・日本の行政庁に納付される出願手数料等（出願料、審査請求料、特許料等）
 - ・拒絶査定に対する審判請求又は訴訟に関する経費
- ク 運搬費
機器・装置の運搬に伴う費用など
- ケ 負担金
学会、セミナー参加費用など

(3) 沖縄県から管理法人への補助の流れ、管理法人と共同体構成員との委託契約等について



- (1) 沖縄県から管理法人への補助金交付額
補助金申請額(a) + 補助金申請額(b) + 補助金申請額(c) + 補助金申請額(d) (全て税抜)
- (2) 補助金交付額の上限
{補助対象経費(A) + 補助対象経費(B) + 補助対象経費(C) + 補助対象経費(D)} × 3/4 (全て税抜)
- (3) 管理法人から共同体構成員への委託費支払い額
補助金申請額(b, c, d) × 1.08 (全て税込)

4. 応募手続

(1) 申請様式

- ① 申請は管理法人が代表して行って下さい。
- ② 申請書は様式に従い、過不足のないように、かつ理解しやすいように簡潔に記述して下さい。
- ③ 申請書類は全てA4サイズ（縦向き）とし、補助事業概要書（別紙1）を1ページ目として、通しページ番号を中央下に記載し、左上をダブルクリップで止めて下さい。ステープラ（ホチキス）止めや製本は行わないで下さい。
- ④ 申請書類は日本語で作成して下さい。

(2) 提出書類

以下の申請書類、添付資料、関係資料を提出して下さい。

【申請書類】（部数：正1部（片面印刷）、写し20部（両面印刷））

平成28年度 戦略的製品開発支援事業 申請書（様式1～13）

【添付資料】（部数：正1部） ※管理法人を含む共同体全社分を提出して下さい。

- ① 登記簿謄本
- ② 直近3ヶ年の決算書（確定申告時に提出した損益計算書、貸借対照表）
未決算の場合は、直近月末の中間決算書
- ③ 直近3ヶ年の事業に係る法人税、法人事業税、法人県民税、法人市町村民税の納税証明書
（未納の税額が無いことの確認として提出して頂きます。）
- ④ その他補足説明資料（会社案内、パンフレットなど）（任意）

【関係資料】

- ① 申請書類チェックシート
- ② 申請書類のデータを格納した電子媒体（CD-Rなど）

(3) 申請に関する留意点

① 補助交付の決定

本公募は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業に関するものであり、沖縄振興特別推進交付金の交付決定がされない場合は、本公募における補助交付の決定ができないこととなりますので予めご了承ください。

② 重複申請の制限

管理法人、共同体構成員が、現在・過去において同一又は類似の課題名又は内容で、既に国或いは他地方公共団体等の助成を受けている場合、又は採択が決定している場合、審査の対象から除外され採択の決定を取り消すことがあります。

なお、他助成制度への申請段階での応募は差し支えありませんが、他の助成制度への申請内容、採択結果によっては制度の審査対象から除外或いは採択決定を取り消す場合があります。

③ 補助交付額の決定

補助交付額は、審査委員会の結果及び予算等により、申請額から減額して交付する場合があります。

(4) 受付期間

応募受付期間：平成28年4月4日（月）～平成28年4月27日（水）

事前相談期間：平成28年4月4日（月）～平成28年4月25日（月）

受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:15

※応募企業は事前相談が必須です。

※応募受付期間内に下記提出先に必着です。提出された提案書は返却致しません。

※郵送等（配達証明に限る）の場合、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付下さい。なお、FAX、メールによる提出は受け付けません。

(5) 受付先及び問い合わせ先

〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1（沖縄産業支援センター4F）

公益財団法人沖縄県産業振興公社 戦略的製品開発プロジェクトチーム

担当：小河、友寄、外間

電話：098-859-6239

E-mail：t-senryaku@okinawa-ric.or.jp

受付時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 9:00～12:00、13:00～17:15

(6) インターネットの利用

本公募要領、提案様式等は下記ホームページにも掲載しておりますのでご利用下さい。

公益財団法人沖縄県産業振興公社

ホームページアドレス <http://www.okinawa-ric.jp>

5. 審査について

(1) 審査方法

申請された案件について、県及び公社によるヒアリングを行った後、下記の審査を行います。

【第一次審査（要件審査）】

応募された提案書類は、県及び公社で応募要件を満たしているかを審査します。応募要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。応募多数の場合は、県及び公社にて書類審査を実施することがあります。

【第二次審査（プレゼンテーション）】

第一次審査を通過した申請については、県及び公社が設置する外部有識者等により構成する「審査委員会」において審査を行います。県及び公社は、審査委員会の審査結果を踏まえ、製品開発補助対象事業者を決定します。

尚、審査は非公開で行いますので審査内容に関する問い合わせには応じられません。

(2) 採択可否の通知

第二次審査後、採択・不採択については県及び公社から申請者に通知します。採択された事業者は県・公社の指示に従い、速やかに補助金交付申請書を提出してください。尚、採択結果の通知時期は、平成28年5月末頃を予定しています。

なお、審査委員会からの提言等を踏まえ、採択の条件として、申請書における製品開発計画や予算等の一部見直しを行う事があります。

6. 製品開発の実施

(1) 申請内容の公表

採択された案件については、公社ホームページ及びプレス発表等により、開発テーマ、参加組織名、製品開発の要約等を公表します。

(2) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

(3) 補助金の支払い

本事業における補助金の交付は、補助期間終了後に提出していただく実績報告書に基づき、精算払いを行うことを原則としております。

(4) 補助事業の経理

補助事業者は、補助金に係る経理について、別途交付する「事務処理要領」及び県・公社の指導に準じ、適正な経理処理を実行して頂きます。これらの経理に係る証拠書類は、事業期間の終了年度の翌年度以降5年間保存する必要があります。

(5) 事業期間の終了後

①実績報告について

事業終了後、速やかに実績報告書を提出して頂きます。また実績報告会にてその内容を発表して頂きます。

②取得財産の管理

本補助事業により取得し、又は効用が増加した財産の所有権は補助事業者にあります。この財産の処分については沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）により一定の制限があります。また、これらの財産を処分したことにより当該事業者収入があったと認められたときは、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させる場合があります。

③産業財産権に関する届け出

補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下、「産業財産権」という）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく県にその旨の届出書を提出する必要があります。

④収益納付

上記③の産業財産権の譲渡又は実施権の設定、その他当該補助事業に基づく成果の他への供与による収益が生じたと認められるときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させる場合があります。その他、補助金交付要綱等に定めのないものは「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に従うこととなります。

⑤フォローアップ調査

本事業の目的を遂行するため、製品開発期間終了後概ね5年間は、その後の事業化の進捗状況や製品の売上に関する情報などについて随時フォローアップ調査（追跡調査）を行います。フォローアップ調査における情報収集の手法については、アンケート及びヒアリング形式により行います。また、国、県、公社が行う本事業に関する調査については、報告する義務を負うものとします。